

使用済 小型家電 を！ リサイクルしよう！

2015.9.15発行

使用済み小型家電は大切な資源です

ご家庭で使われなくなり眠っている小型家電には、レアメタルなどの貴重な金属が含まれています。三島市では、市内4ヶ所に設置した専用の回収ボックスで使用済み小型家電を回収し、大切な資源をリサイクルしています。みなさまのご協力をお願いします。



©三島市

回収ボックス設置場所

- 生涯学習センター
- 中郷文化プラザ
- 北上文化プラザ
- 錦田公民館

※休館日は回収できません。

※市役所本庁舎1階ロビー及びエコセンター（旧三島測候所）では、これまでどおり、直径13cmの投入口のリサイクル回収ボックスを置き、携帯電話、デジタルカメラ等の回収を行っています。

回収品目

40cm×20cmの投入口に入る使用済み小型家電が対象です。（詳しくは、見開きページをご覧ください。）

ご注意

- 携帯電話やノートパソコン等に保存している個人情報**は必ず消去**してから出してください。
- 一度回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことはできません。
- ご家庭で不用となった小型家電が対象です。**事業所の小型家電は回収できません。**

使用済み小型家電の疑問にお応えします！



ほくのゲーム機
壊れちゃったけど
どうやって捨てるの？

教えてみしまるくん！
みしまるこちゃん！



ゲーム機は小型家電だから
回収ボックスに入れてね！

ゲーム機はきちんとリサイクルして
生まれ変わるのよ！

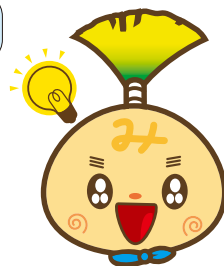
なぜ使用済みになった 小型家電を回収するの？

平成 25 年 4 月 1 日から

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

(小型家電リサイクル法) が施行されました。

使用済みとなった小型家電は、「都市鉱山」と呼ばれるほど、多くの有用金属が含まれていることから、可能な限りリサイクルするために小型家電リサイクル制度が始まりました。今までは、国外に廃棄物や金属くずとして不法に処理されたり、埋め立てられたりしていましたが、最近では様々な有用金属を抽出する技術が向上したため、国内で循環し再資源化が可能になりました。



主なリサイクル金属



鉄……………ビルの骨組みや自動車の車体などに利用されています。

アルミ……………アルミ缶やアルミサッシなどに利用されています。

金……………アクセサリや宝飾品などに利用されています。

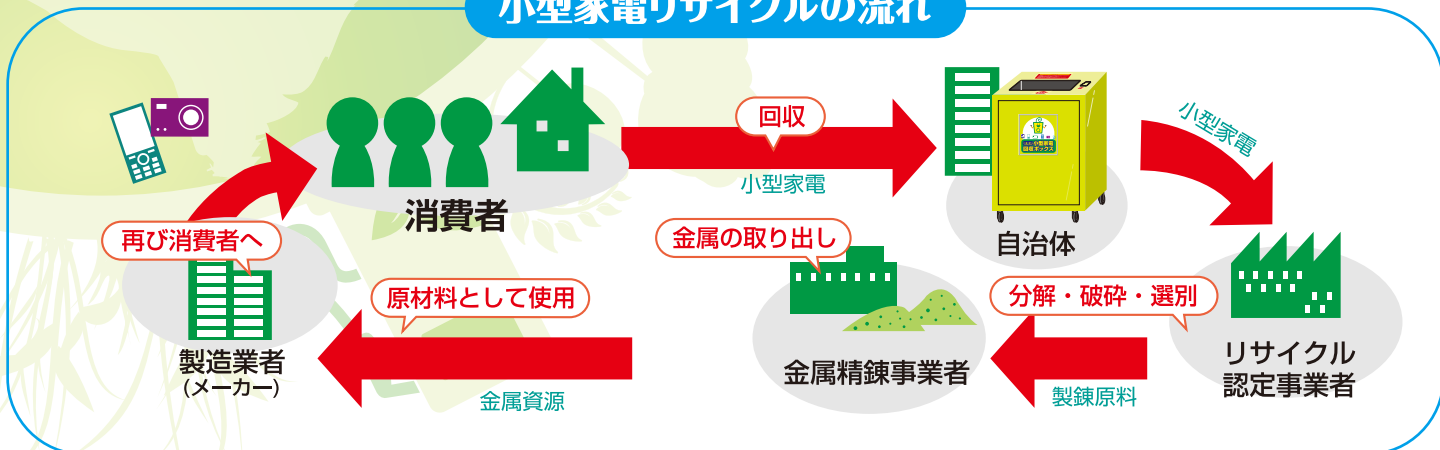
銀……………太陽光発電のパネルやアクセサリなどに利用されています。

レアメタル……………電子材料、磁性材料などに利用されています。

回収された小型家電はどうなるの？

使用済小型家電は、小型家電リサイクル法で国から認定を受けた事業者によって、有害物質を除去するなどの高度な処理技術で分解、破碎、選別されます。選別された金属類は精錬事業者によって再資源化され、再び原材料として使用されます。

小型家電リサイクルの流れ



どのような方法で回収されているの？

ボックス回収

使用済み小型家電専用の回収ボックスを生涯学習センター、中郷文化プラザ、北上文化プラザ、錦田公民館に設置し回収しています。

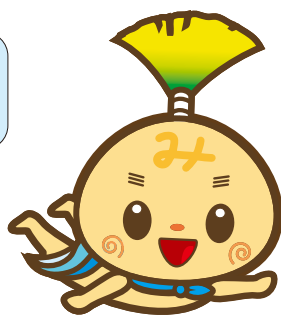
40cm×20cm の投入口に入る使用済み小型家電が対象です。

ピックアップ回収

各地域のごみ集積所に出された「その他の燃えないごみ」や清掃センターに持ち込まれた粗大ごみから、市の職員が手分別を行い回収しています。



不要になった小型家電はボックスに入れればいいんだね！



入れたものは、様々な技術で生まれ変わるのね！



使用済み小型家電にはどのようなものがあるの？

小型家電とは、電気および電池で動く家庭用電器製品を総称したものです。小型家電とは別に、家電4品目と呼ばれている**テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（洗濯乾燥機）、エアコン**は**小型家電に含みません**。これら家電4品目は、特定家庭用機器として指定されており、家電リサイクル法の対象です。家電4品目の回収方法は小型家電とは異なり、市では回収できませんので注意してください。



上記以外にもパソコン、家庭用ファクシミリ、フィルムカメラ、映像用機器(DVD・HDDレコーダー、プレーヤーなど)、音響機器(CD・MD・デジタルオーディオプレーヤー、ヘッドホン、イヤホンなど)、補助記憶装置(ハードディスク、メモリーカードなど)、電子書籍端末、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器(ヘアアイロンなど)、懐中電灯、時計、ラジオ、カー用品(カーチューナー、カーステレオなど)等を回収しています

回収できない品目

小型家電には属していない、または処理困難な家電品です。



使用済み小型家電や粗大ごみなどの処分時に…

「無許可」の回収業者を利用しないで下さい!



不法投棄や不適正処理によって
リサイクルされないだけでなく
自然破壊や地球温暖化の原因にも…



ご家庭のごみは、市の責任のもとで適正に処理する必要があります。

市の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

「無許可」の回収業者に依頼したらどうなるの？

適正な処理が確認できず、全国で以下のような事例が報告されています。

不法投棄

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊するので、フロンガスや鉛などの有害物質が放出されます。

不適正な管理による火災

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

高額請求

無料と思ってトラックに積み込んだら、高額な処理料金を請求された事例もあります。



産業廃棄物処理業や古物商の許可を持っていれば依頼してもいいの？

ご家庭のごみを回収するには、市の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要です。

産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。

ご家庭で出たごみは、市のルールに従って処分されますようご協力をお願いします。



詳しくは

環境省 不用品回収

検索



使用済小型家電のリサイクルにご協力ください。

お問い合わせ

三島市
生活環境課

電話：055-971-8993